

厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に係る基本方針

(平成27年10月1日制定)

(平成30年7月19日改正)

(令和2年3月31日改正)

(令和3年12月24日改正)

(令和7年3月31日改正)

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第112条の4第1項の規定に基づき、東京都職員共済組合（以下「組合」という。）は、実施機関積立金（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という。）第79条の2に規定する実施機関積立金をいう。以下「厚生年金保険給付組合積立金」という。）の管理及び運用が適切になされるよう、厚年法第79条の4第1項に規定する積立金基本指針並びに厚年法第79条の6第1項及び法第112条の3第3項の規定に基づき地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が定める管理運用の方針（以下「管理運用の方針」という。）に適合するように、厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に係る基本的な方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定める。

I 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用の基本的な方針

1 基本的な方針

組合は、厚生年金保険給付組合積立金の運用について、厚生年金保険給付調整積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険（法第79条の3第3項の規定により地共済法の目的に沿って運用する場合においては、厚生年金保険）の被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、リスク・リターン等の特性が異なる複数の資産に適切に分散して投資すること（以下「分散投資」という。）を基本とし、長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用を行う。

2 組合の有識者会議の活用

経済、金融、資金運用等の学識経験又は実務経験を有する者で構成する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

基本方針の策定、変更等厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に係る専門的事項を検討する場合には、有識者会議の専門的な知見を活用する。

3 資金運用計画

厚生年金保険給付組合積立金の運用に当たっては、年度開始前に「年間資金運用計画」を作成する。また、毎月、「月間資金運用計画」を作成するものとする。

なお、年間資金運用計画には、次の事項を記載する。

(1) 資金収支見込み

ア 収入予定額

- (ア) 負担金
- (イ) 掛金
- (ウ) 厚生年金交付金
- (エ) 利息・利金
- (オ) 追加費用
- (カ) 基礎年金交付金
- (キ) 包括信託・団体生存保険解約金
- (ク) その他の収入

イ 支出予定額

- (ア) 退職給付金
- (イ) 厚生年金拠出金
- (ウ) 繰入金外
- (エ) 基礎年金拠出金
- (オ) その他の支出

ウ 短期運用額

エ 投資運用額

(2) 資金運用方針

長期投資運用についての方針を決定する。

ア 自家運用

イ 委託運用

(3) 年間及び月間の資金運用計画表

4 「アセットオーナー・プリンシブル」を踏まえた取組

組合は、「アセットオーナー・プリンシブル」を受け入れていることから、これを踏まえた取組を検討する。

5 機動的な運用

経済環境や市場環境の変化を踏まえ、許容乖離幅の中で機動的に資産構成比を決定する運用（以下「機動的な運用」という。）を行うことができる。この場合、市場環境の確度の高い見通しを行った上で、その見通しを踏まえて運用することを前提とする。

機動的な運用を行う場合、その運用方針については有識者会議の審議を経るほか、実施状況を適時に有識者会議に報告する。

なお、機動的な運用を行う場合には、3の年間資金運用計画にもその内容を規定する。

6 合同運用

厚生年金保険給付組合積立金を、連合会に預託して運用することができる。

II 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

1 受託者責任の徹底

厚生年金保険給付組合積立金の運用に関わる全ての者について、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。なお、運用受託機関、資産管理機関、生命保険会社等との契約においては、契約書等に明記する。

2 市場及び民間の活動への影響に対する配慮

厚生年金保険給付組合積立金の運用に当たって、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケット・インパクトを被ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。

また、組合は、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、次の点について配慮する。

- ① 運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。
- ② 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。

3 スチュワードシップ責任を果たすための活動

被保険者のために財産価値を長期的に増大させるという受託者責任を果たすという目的で、スチュワードシップ活動（機関投資家が、株主議決権の行使やエンゲージメント（投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（E S G要素を含む中長期的な持続可

能性) の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」をいう。) 等を通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る活動をいう。以下同じ。) に取り組む。

組合は資金運用について、運用受託機関を通じて企業に投資する形態を取っていることから、スチュワードシップ活動についても、運用受託機関を通じて行う。

運用受託機関に対しては、株主議決権について、企業が長期的に株主の利益を最大にするような企業経営を行うよう行使することなど、コーポレートガバナンス原則、株主議決権行使ガイドライン等の組合が定める方針に基づきスチュワードシップ活動を行うことを求め、組合は、各運用受託機関の議決権行使の状況をはじめとした取組状況等について報告を求め、モニタリングする。

また、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》(平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ) 及びコーポレートガバナンス・コード(平成27年6月1日株式会社東京証券取引所)を踏まえ、コーポレートガバナンス原則、株主議決権行使ガイドライン等を隨時見直す。

コーポレートガバナンス原則及び株主議決権行使ガイドラインを見直す場合には有識者会議の審議を経るとともに、スチュワードシップ活動の状況については、適時に有識者会議に報告を行う。

さらに、組合は、スチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、他の実施機関、運用受託機関等と意見交換を行うことやそのための場を設けることを検討する。

4 ESGを考慮した投資

厚生年金保険給付組合積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的な要素であるESG(環境、社会、ガバナンス)を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を実施する。

5 インパクトを考慮した投資

被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る観点から、投資先の持続的な成長可能性等を評価する際の非財務的要素の一つとして、投資先の事業内容がもたらす社会・環境的効果(インパクト)を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を実施する。

6 組合と他の実施機関との協力・連携

組合は、他の実施機関と、厚生年金保険給付組合積立金の運用に係る業務の実施について、必要な情報提供を行うなど、相互に連携を図りながら協力する。

7 連合会への報告等

基本方針は公表するとともに、組合はこれを連合会に送付する。また、組合は、管理運用の方針が変更されたとき、その他必要があると認めるときは、基本方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更し公表するとともに、これを連合会に送付する。

組合は、毎年度の資金運用の具体的な計画を作成し、当該計画に基づいた運用を行う。また、当該計画を連合会に送付する。

組合は、連合会に、運用報告書（法第112条の6第1項に規定する「運用報告書」をいう。）を提出するとともに、連合会から、厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用の状況について報告を求められた場合には回答する。

また、連合会が、組合の厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用の状況が管理運用の方針に適合しないと認め、連合会から、当該厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用の状況を管理運用の方針に適合させるために必要な措置を求められた場合には、速やかに対応を行う。

III 厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

1 運用の目標

厚生年金保険給付組合積立金の運用は、保険給付等に必要な流動性を確保しつつ、必要となる管理積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.9%を最低限のリスクで確保できるよう、組合において基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。

その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。

また、長期的に資産全体の複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオの各資産の構成割合で加重平均して算出したものをいう。以下同じ。）を確保するとともに、各年度における資産全体の複合ベンチマーク収益率及び各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること、管理積立金（厚年法第79条の6第1項に規定する管理積立金をいう。以下

同じ。) のベンチマークと整合的であること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。

パフォーマンス評価に当たっては、ベンチマーク収益率を基に適切な方法を用いる。その際、要因分析の精緻化や透明性の向上等の観点から、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果等できる限り投資行動に沿った要因分析を行うよう努める。

2 基本ポートフォリオの基本的な考え方

基本ポートフォリオは、管理運用の方針等に適合し、運用の目標に沿った資産構成割合及び許容乖離幅とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定する。

その際、名目賃金上昇率からの下振れリスクが全額国内債券の場合を超えないこととともに、リターンが名目賃金上昇率を下回る時の平均的な不足率が最も小さいポートフォリオとする。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさについて確認する。

組合は、基本ポートフォリオの設定に当たっては、有識者会議の審議を経て組合会に報告する。

3 基本ポートフォリオ

(1) 資産区分及び資産構成割合

基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式とし、基本ポートフォリオの資産構成割合及び許容乖離幅を次のとおり定める。

なお、次に定める基本ポートフォリオへ移行するまでの間、許容乖離幅を超過することについては許容するものとする。

資 産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産構成割合	25%	25%	25%	25%
許容乖離幅	±20%	±9%	±7%	±9%

(注) 短期資産は、国内債券に区分する。

(2) オルタナティブ資産の位置づけ

オルタナティブ資産(インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産等の非伝統的資産。以下同じ。)は、リスク・リターン等の特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券又は外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。経済環境や市場環境の変化により、当該上限を一定期間上回る場合には、組合は、適切な対応を検討し、実施するとともに、当該上限からの上振れ状況や背景、対応状況等について、適時に有識者会議に報告する。

4 ベンチマーク

各資産のベンチマークは、次のとおりとする。

(1) 国内債券

NOMURA-BPI 総合

(2) 国内株式

TOPIX (配当込み)

(3) 外国債券

FTSE 世界国債インデックス (除く日本、中国、ヘッジなし・円ベース)

(4) 外国株式

MSCI ACWI (除く日本、円ベース、配当込み、税考慮前)

5 基本ポートフォリオの見直し

市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、毎年1回定期的に基本ポートフォリオの検証を行うほか、設定時に想定した運用環境が現実から乖離したり、積立金の資産状況が当初の見込みから大きく異なるなど、必要があると認める場合には、基本ポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、見直しを行う。基本ポートフォリオの見直しに当たっては、有識者会議の審議を経て組合会に報告する。

なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成割合をいう。）を設定することができる。

6 年金給付のための流動性の確保

年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

特に、組合が管理及び運用する厚生年金保険給付組合積立金は、毎年度相当額の年金給付支払いがあるため、必要な短期資産を確保する。

その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。

7 リスク管理

分散投資を行うことをリスク管理の基本とし、厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。

また、厚生年金保険給付組合積立金について、運用受託機関及び資産管理

機関への委託、生命保険会社の団体生存保険による運用並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関、資産管理機関及び生命保険会社からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関、各資産管理機関及び各生命保険会社並びに自家運用について、次の方法によりリスク管理を行う。これらのリスク管理については、その実施方針について有識者会議の審議を経て組合会に報告するとともに、リスク管理の状況については、適時に組合会及び有識者会議に報告を行う。

(1) 資産全体

ポートフォリオを適切に管理するため、厚生年金保険給付組合積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。併せて、厚生年金保険給付組合積立金の資産構成割合と管理積立金の基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握する。

また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。

さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。

(2) 各資産

各資産に係る市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カントリーリスク等を管理する。

(3) 各運用受託機関

各運用受託機関に対し運用ガイドライン（以下「運用ガイドライン」という。）及びベンチマークを示し、各機関の運用状況及びリスク負担の状況や運用体制の変更等を把握し、適切に管理する。

また、運用受託機関の運用スタイル分散を図る等マネージャー・ストラクチャーについて適切な管理を行う。

(4) 各資産管理機関

各資産管理機関に対し運用ガイドライン（以下「資産管理ガイドライン」という。）を示し、各機関の資産管理状況や資産管理体制の変更等を把握し、各機関の信用リスク等について、適切に管理する。

また、資産管理機関における安定的な運営状況を継続的に注視する。

(5) 各生命保険会社

各社の経営状況及び資産管理状況を把握し、適切に管理する。

(6) 自家運用

自家運用に関するガイドラインを定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認するなど、適切に管理する。

8 運用手法

(1) 基本的な考え方

キャッシュアウト対応等の場合を除き、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用する。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠の下、合理的なリスク選択を行うことを前提に、ファンド選定基準等について有識者会議の審議を経た上で実施する。また、有識者会議から求めがあった事項について適時に報告するなど有識者会議による適切なモニタリングの下で、その透明性を確保する。

ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から、必要に応じ、新たなベンチマークの採用についても検討する。

(2) 運用の具体的手法

ア 自家運用

厚生年金保険給付組合積立金の安全かつ効率的な運用に資するため、その一部について、長期、短期等の別に次の規定及び自家運用ガイドラインに基づき、管理及び運用を行う。

(ア) 種別

a 長期運用

(a) 基本的な考え方

次の事項を勘案し、長期的に有利な運用に努める。

- ① 発行体の信用力及び市場流動性
- ② 表面利率、取得単価及び残存期間
- ③ 金利見通し

(b) 投資対象資産

投資対象は、次の円貨建て有価証券とする。

- ① 国債
- ② 地方債
- ③ 特別の法律により法人の発行する債券（政府保証が付されたものに限る。）

④ 銀行法（昭和56年法律第59号）第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成19年金融庁告示第28号）第2条に掲げる適格格付機関（以下「適格格付機関」という。）のいずれかからA格以上の格付を取得している債券。ただし、格付けのない債券については、その発行体が格付機関のいずれかからA格以上の格付を得ている銘柄を投資対象とすることができる。

(c) 管理運用上の留意事項

① 分散投資

国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（政府保証が付されたものに限る。）以外の債券を取得する場合には、同一の発行体が発行した債券への投資額は、自家運用資産の10%以内とする。

② 取得債券格下げ時の対応

国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（政府保証が付されたものに限る。）以外の債券で、取得後にいずれの適格格付機関による格付もA格未満となった場合は、発行体の信用リスク、市場環境等に十分留意した上で、売却等の措置を講じることとする。

なお、継続して保有する場合には、その信用リスク等について定期的に確認する。

b 短期運用

(a) 基本的な考え方

厚生年金保険経理の短期運用は、年金給付の資金繰りを十分勘案の上、安全性及び流動性、運用可能期間並びに短期金利の動向を勘案し、有利な運用に努める。

(b) 投資対象資産

投資対象資産は、短期国債、国庫短期証券、預金、譲渡性預金、適格格付機関のいずれかからA格相当以上の格付を取得しているコマーシャル・ペーパー（含む現先取引）、MMF等とする。

c 他経理への貸付け

他経理への貸付けについては、組合が別に定めるところにより行うこととする。ただし、退職等年金経理及び経過的長期経理への貸付けは行わない。

(イ) 取引金融機関

自家運用（短期運用及び長期運用）する場合の取引金融機関の選定

については、信用リスク等を勘案して別に定める「取引金融機関等の選定等基準」により行う。

(ウ) 資産管理の委託

- a　自家運用資産の管理を資産管理機関に委託することができる。
- b　自家運用資産の管理を委託する資産管理機関に対して、以下の点及び運用ガイドラインの遵守を求める。
 - (a) 組合からの受託資産は、他の信託財産として分別し、厳正に管理・保管すること。
 - (b) 有価証券の受渡し及び資金決済に際しては、細心の注意を払うこと。
 - (c) 再保管業務の委託に当たっては信用リスク、事務管理能力、コスト等に十分留意すること。
 - (d) 毎月末の資産の管理状況に関する資料の提出並びに隨時必要な資料の提出及び説明を行うこと。
 - (e) 法令、契約書等を遵守するとともに、その確保のための体制の整備を図ること。

イ 信託による委託運用

投資顧問会社との投資一任契約による特定包括信託及び信託業務を行う銀行の単独運用指定包括信託による委託運用は、次に掲げるところにより行う。組合は、運用受託機関及び資産管理機関に対し、本方針に基づき資産の管理及び運用を行わせる。

(ア) 運用受託機関への基準とする資産の比率（以下「基準運用割合」という。）の指示

基本ポートフォリオに基づき、資産の構成割合、運用スタイルの分散等を考慮し、運用受託機関の特性及び評価に応じて、基準運用割合を指示する。

なお、基準運用割合を変更することが適当であると認められる場合には、速やかに変更を指示する。

(イ) 運用上の遵守事項

運用受託機関は、運用受託機関が提案し、組合が合意した投資対象資産、運用手法、運用目標数値及びリスク管理指標並びに組合が指定するベンチマーク（以下「マネジャー・ベンチマーク」という。）並びに以下の事項に関して組合が提示する運用ガイドラインを遵守し、組合は、その遵守状況を管理するとともに必要な指示を行う。

なお、組合は、信託による委託運用において、運用受託機関に対し、個別銘柄の選択の指示は行わない。

a　一般的な事項

(a) 基準運用割合

運用受託機関は、組合の指示した基準運用割合を遵守しなければならない。

(b) 運用スタイル等の登録

運用受託機関は、資産区分ごとの運用哲学及びそれに基づく運用スタイル・運用プロセスを明らかにし、組合に登録するとともに、登録した事項について遵守しなければならない。また、これを変更する場合は、組合と協議する。

(c) リスク管理の徹底

運用受託機関は、組合が提示した運用ガイドラインを遵守し、リスク管理を徹底しなければならない。

(d) 法令遵守体制の整備

運用受託機関は、法令、契約書、運用ガイドライン等を遵守するとともに、その確保のための体制の整備を図らなければならない。

(e) 投資に関する留意事項

運用受託機関は、投資に際しては次の事項に留意しなければならない。

- ① 十分な調査及び分析を行った上で投資を行うとともに、適切な分散化を図ること。また、特に外貨建資産については、政治及び経済の安定性並びに決済システム、取引規制、税制等の市場の特性を十分勘案した上で、投資対象国及び通貨を選定すること。
- ② 個別銘柄の組入れに当たっては、流動性についても十分勘案して行うこと。
- ③ 国内株式、国内債券（国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（政府保証が付されたものに限る。）を除く。）、外国株式及び外国債券（マネジャー・ベンチマーク構成国の国債を除く。）を取得する場合、同一発行体への投資は、当該資産の時価の10%を上限とする。ただし、マネジャー・ベンチマークにおける個別銘柄の時価構成比がこの制限を超える場合、運用手法の特性によりこの制限を超える場合等、上記制限によりがたい合理的な理由がある場合にはこの限りではない。上記制限を超える場合には、組合に報告すること。
- ④ 取引に際しては市場インパクト等に細心の注意を払い、無用なコストは回避するように最善を尽くすこと。
- ⑤ 親会社、親会社の系列又は自社の系列の証券会社及びその海外現地法人に発注を行う場合には、事前に発注先証券会社等を組合に登録すること。

⑥ 取引を行う証券会社等の選定については、信用力等に十分留意するとともに、取引実績を組合に報告すること。

(f) デリバティブ取引

運用受託機関は、有価証券、通貨若しくは金利に係る先物取引、先渡為替予約、指数先物取引若しくはオプション取引又は通貨若しくは金利に係るスワップ取引（以下「デリバティブ取引」という。）の取扱いについては次の事項に留意しなければならない。

① デリバティブ取引は、株式、債券、外国為替等の原資産における価格変動リスクを一時的にヘッジ（以下「売りヘッジ」という。）、又は原資産の一時的な代替（以下「買いヘッジ」という。）を目的とするものとし、投機目的の利用は行わないこと。ただし、組合が提示する運用ガイドラインの定めにより、ヘッジ目的以外でデリバティブ取引を行うことができる。

② 売りヘッジ又は買いヘッジを目的としたデリバティブ取引の想定元本について、ネットベースで売りヘッジの場合には、デリバティブの想定元本が、現在保有し、又は将来保有することが確定している原資産の範囲内とし、ネットベースで買いヘッジの場合には、現在保有し、又は将来保有することが確定している余裕資金の範囲内を限度とすること。

b 国内債券

(a) 投資対象は、円貨建て債券とする。

(b) 国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（政府保証が付された債券に限る。）以外の債券について適格格付機関のいずれかからB B B格以上の格付けを得ていること。また、格付けのない債券については、組合が提示する運用ガイドラインの定めにより、その発行体又は保証機関が格付機関のいずれかからB B B格以上の格付を得ているものへ投資することができる。

(c) 上記（b）の債券で、取得後にいずれの適格格付機関による格付もB B B格未満となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、売却等の措置を講じること。

c 国内株式

投資対象は、国内証券取引所に公開されている株式（不動産投資信託を含む。）の銘柄とする。なお、保有銘柄が株式移転、株式交換等によって一時的に非公開となる場合又は新たに公開される銘柄を取得する場合は、当該銘柄を国内証券取引所に公開されている株式（不動産投資信託証券を含む。）の銘柄として取扱うこと。

d 外国債券

(a) 投資対象は、外貨建ての債券とする。

(b) 当該債券（格付のない債券について、その発行体又は保証機関）について、適格格付機関のいずれかからB B B格以上の格付を得ていること。ただし、合理的な理由があるときは、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、組合が提示する運用ガイドラインの定めにより、この格付けに満たないものへ投資することができる。

(c) 上記(b)の債券((b)のただし書に係るものを除く。)で、取得後にいずれの適格格付機関による格付もB B B格未満となつた場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、売却等の措置を講じること。ただし、合理的な理由があるときは、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、組合が提示する運用ガイドラインの定めにより、この格付けに満たないものを保有することができる。

e 外国株式

投資対象は、外国の各証券取引所又は店頭市場において公開された外貨建ての株式（不動産投資信託証券を含む。）とする。また、組合が提示する運用ガイドラインの定めにより、その他の銘柄又は預託証書等へ投資することができる。

f 新株予約権付社債

新株予約権付社債については独立した資産とはせず、国内債券又は国内株式の代替資産として取り扱う。

g ヘッジ付き外貨建て資産

ヘッジ付き外貨建て資産については、リスク・リターン等の特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券又は外国株式に区分し取り扱う。

h オルタナティブ資産

オルタナティブ資産については、独立した資産とはせず、リスク・リターン等の特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券又は外国株式に区分し取り扱う。また、下記9の検討の結果を踏まえ、投資対象として適切なものであることを見極めた上で投資する。

i 短期資産

各ファンドが保有する短期資産については、3(1)の規定にかかるわらず、当該ファンドの投資対象資産に応じて国内債券、国内株式、外国債券又は外国株式に区分し取り扱う。また、安全性及び流動性、運用可能期間並びに短期金利の動向を勘案した上で運用することができる。

(ウ) 資産管理上の留意点

信託による委託運用の管理を委託する資産管理機関に対して、以下

の点及び運用ガイドラインの遵守を求める。

- a 組合からの受託資産は、他の信託財産として分別し、厳正に管理・保管すること。
- b 有価証券の受渡し及び資金決済に際しては、細心の注意を払うこと。
- c 再保管業務の委託に当たっては信用リスク、事務管理能力、コスト等に十分留意すること。
- d 毎月末の資産の管理状況に関する資料の提出並びに隨時必要な資料の提出及び説明を行うこと。
- e 法令、契約書等を遵守するとともに、その確保のための体制の整備を図ること。

(エ) 運用状況の報告

運用状況については、四半期ごとに運用受託機関から別に定める様式に従って資料を提出させ、定期的に運用結果の総括と運用方針についてヒアリングを行い、必要に応じて、運用に関する指示を行う。

また、各月ごとに運用受託機関から運用状況等に関する資料を提出させるとともに、必要に応じ隨時、運用受託機関に運用状況、投資行動等の説明を求める。

(オ) その他の報告

運用受託機関及び資産管理機関が法令、契約書、運用ガイドライン等に反する行為を行った場合には、速やかに報告を求ることとし、必要に応じて指示を行う。

ウ 団体生存保険による運用

(ア) 生命保険会社の選定基準

生命保険会社の選定に当たっては、総資産額が1兆円以上の生命保険会社の中から、別に定める「取引金融機関等の選定等基準」に基づき、財務内容、特別配当の状況等を勘案して決定する。

(イ) 団体生存保険の設定及び資金の追加

団体生存保険による運用を行う場合は、(ア) の基準により選定した生命保険会社と個別契約方式により行うこととし、運用資金の金額及び資金の追加は、各生命保険会社の総資産額、財務内容、特別配当の状況等を勘案して決定する。

(ウ) 保険契約の解約

組合は、以下の場合において、団体生存保険契約協定書に定める手続に基づき、保険契約の全部又は一部を解約することを検討する。

- a 予定利率、各生命保険会社の財務内容、その他投資環境に著しい変動が生じた場合

- b 純付支払資金を確保する場合
- c 組合全体の資産構成が基本ポートフォリオから著しく乖離し、調整を行う場合

(3) 運用受託機関等の選定、評価等

ア 運用受託機関の選定

運用受託機関の選定に当たっては、以下の項目等について詳細なヒアリングを実施した上で、基本ポートフォリオに基づき、組合全体における運用スタイルの分散等を総合的に勘案して決定する。再委託先など実質的投資判断を行う他の法人（ウにおいて「再委託先等」という。）がある場合には、同様に以下の項目等について確認する。

- (ア) 経営状況（財務内容、従業員数、顧客状況等）が安定していると認められること。
- (イ) 運用哲学、運用手法、運用体制、法令遵守体制等の定性評価が良好であること。
- (ウ) 一定期間以上良好な運用成果を上げていること。

イ 資産管理機関の選定

資産管理機関については、次の要件を満たす信託業務を行う金融機関の中から選定する。再信託先及び共同受託先（エにおいて「再信託先等」という。）がある場合には、同様に以下の項目について確認する。

- (ア) 経営状況（財務内容、従業員数、顧客状況等）が安定していると認められること。
- (イ) 資産管理状況が良好であること。
- (ウ) 法令等の遵守体制が整備されていること。

ウ 運用受託機関の評価

運用受託機関に対する評価については、定量評価と定性評価を合わせて総合的に行う。再委託先等がある場合には、同様の観点から確認する。

(ア) 定量評価

マネジャー・ベンチマークに対する超過収益率やその超過収益率獲得のためにとったリスクの大きさを勘案した指標によるほか、運用スタイルに適した方法等により評価を行うこととする。

また、同種の運用スタイルを採用する運用受託者ごとに比較評価を行うこととする。

(イ) 定性評価

運用哲学、運用手法、運用体制等の確認に加え、ポートフォリオの運用内容の質の評価やコミュニケーション能力の評価を行うほか、運用スタイルに適した方法等により評価を行うこととする。

エ 資産管理機関の評価

資産管理機関に対する評価については、経営状況、資産管理状況及び法令等の遵守体制について、適時、定性評価を行うとともにその適性を判断する。再信託先等がある場合には、同様の観点から確認する。

オ 委託金額の追加及び減額

以下の場合には、必要に応じて、委託金額の追加及び契約の解除を含めた減額を検討する。

(ア) ウの評価により行う場合

(イ) 組合全体の資産構成割合が基本ポートフォリオから乖離し、調整を行う場合

(ウ) 運用スタイルの分散等を考慮した調整を行う場合

なお、運用受託機関等が法令、契約書、運用ガイドライン等に違反したと認められる場合又は運用上重大な問題が生じた場合等においては、運用受託機関等との契約の解除を含め委託金額の減額、運用ガイドラインの変更等について検討を行い、適時、対応する。

9 運用対象の多様化

運用対象について、Iの1の基本的な方針に基づき、分散投資を進めるため、オルタナティブ投資等その多様化を図ることを検討する。

オルタナティブ投資については、分散投資の効果が認められること、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ること、及びその運用を行うのに必要な運用・リスク管理体制が整備されていることを前提とし、その運用方針を事前に有識者会議の審議を経て定めるほか、実施状況や有識者会議から求めのあった事項についても適時に報告するなど有識者会議による適切なモニタリングの下で、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討する。

その際、オルタナティブ投資は、市場性、収益性、個別性、取引コスト、情報開示の状況等、従来の伝統的資産とはリスク等が異なる点も多く、運用側の能力向上等のみでは対応できないことから、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえた検討をする。

また、オルタナティブ資産の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにするよう努める。

IV その他厚生年金保険給付組合積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項

1 透明性の向上

厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に関して、各年度の運用資産

全体及び運用区分ごとの運用収益やリスクの状況、オルタナティブ資産の状況、運用受託機関等の状況、管理運用委託手数料並びにスチュワードシップ活動の状況その他の管理及び運用実績の状況等について、毎年1回ホームページ等で迅速に公表する。

また、各四半期の運用資産全体及び資産区分ごとの運用収益の状況等について、四半期ごとにホームページ等で迅速に公表する。

公開する資料について、より一層分かりやすいように工夫するとともに、運用の多様化、高度化や国際化に対応した情報公開・広報活動の充実を図る。

これらの公表については、適時に組合会及び有識者会議に報告を行う。

運用受託機関等の選定については、例えば、選定基準については有識者会議の審議を経るほか、実施状況や有識者会議から求めのあった事項についても適時に報告するなど有識者会議による適切なモニタリングの下に置くほか、選定結果を隨時公表するなど、その透明性を確保する。

これらの公表等に当たっては、市場への影響に留意する。

2 高度で専門的な人材の確保とその活用等

必要に応じ、高度で専門的な能力を必要とする業務及びそれに必要とされる専門的能力を精査し、当該能力を有する高度で専門的な人材の確保に努める。

また、高度で専門的な人材を活用し、実務を通じた知識やスキルの習得の促進、研修等の実施により、職員の業務遂行能力の向上を目指す。

専門人材の強化・育成については、適宜、有識者会議にその状況を報告し、その意見を踏まえて、積極的に推進する。

さらに、効率的・効果的な業務運営を行うため、資金運用に係るデータ処理業務のプロセスやシステムの改善を図る。

3 リスク管理の強化

必要なリスク管理システムを整備するほか、フォワード・ルッキングなりスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図る。

4 調査研究業務の充実

調査研究業務を実施する場合は、必要に応じ、シンクタンク等への委託研究や、組合の職員による内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、将来にわたって厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に行うことを探討する。

なお、委託研究を行う場合には、情報漏えい対策を徹底する。

附 則

この基本方針は、平成27年10月1日から適用する。

附 則（改 訂）

この基本方針は、平成30年7月19日から適用する。

附 則（改 訂）

この基本方針は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（改 訂）

この基本方針は、令和4年1月1日から適用する。

附 則（改 訂）

この基本方針は、令和7年4月1日から適用する。